

# 神奈川県石油コンビナート等防災計画【概要版】

## 1 計画の目的

神奈川県石油コンビナート等防災計画は、石油コンビナート等災害防止法第31条の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）に係る事故や災害の未然防止及び拡大防止のために定められた計画です。

## 2 計画の構成及び性格

この計画は、県、関係市及び特定事業所等で構成する神奈川県石油コンビナート等防災本部が定めるもので、特別防災区域に係る事故や災害の防止等に関して、関係者が一体となり実施すべき業務を定めています。

## 3 災害想定

本県の特別防災区域で起こりうる事故や災害について、平成25年度から26年度にかけて神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査（以下「アセスメント調査」という。）を実施しました。本調査で想定した災害は、①平常時の事故、②地震（強震動）による被害、③地震（長周期地震動）による被害、④津波による被害、⑤大規模災害による被害の5つです。

## 4 災害予防計画

アセスメント調査の結果に基づき、事故や災害の予防対策や、各種の事前対策を推進します。

### （1）特定事業所における予防対策

危険物や高圧ガス設備等の保安管理の徹底のため、必要な対策などを定めています。今回の修正では、主に次の対策を追加します。

- ・ 高圧ガス配管の保温材下等の外面腐食対策の実施
- ・ 防災監視システムの整備による事故の早期検知
- ・ 周辺住民に対する適切な情報発信とリスクの理解促進
- ・ 既存の高圧ガス施設の耐震性向上
- ・ 液状化した際の応急復旧資機材としての土嚢等の準備
- ・ 内部浮き蓋式特定タンクの基準適合及び耐震改修の早期実施
- ・ 防災監視システムの整備による特定屋外タンクのスロッシングの早期検知
- ・ 禁水性物質の浸水対策の実施
- ・ 係留船舶の安全対策の実施

## (2) 関係行政機関等における予防対策

関係法令に基づく立入検査の実施や許認可等の機会を通じた指導監督、防災訓練の実施等について定めています。

今回の修正では、主に次の対策を追加します。

- ・ 防災訓練の充実
- ・ 周辺住民が円滑な避難行動がとれる情報提供

## (3) 避難計画の策定

関係市は、災害発生時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、住民等を対象に避難計画を策定しています。

今回の修正では主に次の対策を追加します。

- ・ 爆発等の影響が特別防災区域外にも及ぶような大規模な災害を想定した避難計画の見直し

## 5 災害応急対策計画

大規模な災害が発生した場合等に、県、関係市、特定事業所等の関係者が、相互に協力して災害の発生及び拡大を防止するための、一体的な応急活動体制について定めています。

今回の修正では、主に次の活動を追加します。

- ・ 大規模地震発生時の被害情報の報告方法の充実
- ・ 各種情報通信手段の機能確保
- ・ 大容量泡放射システムの円滑な輸送に向けた協定の締結
- ・ 社会混乱防止のための災害広報の積極的な実施

## 【各用語の解説】

### 1 石油コンビナート等特別防災区域

一定量以上の石油や高圧ガスを大量に集積し、災害の発生や拡大防止のために特別の措置が必要な地域として、政令で定められた区域をいいます。現在、本県内では「京浜臨海地区」「根岸臨海地区」の2地区が指定されています。

### 2 特定事業所

特別防災区域内で、一定量以上の石油や高圧ガスを取り扱う事業所等をいいます。

### 3 内部浮き蓋式特定タンク

危険物タンクの種類で、固定された屋根のほか、石油などの液面の上に浮き、石油などの蒸発を防ぐ蓋が設けられているものをいいます。

### 4 スロッシング

地震などの際、タンクが大きくゆっくりと揺すられて、石油などの液面が大きく波打つ現象をいいます。

### 5 禁水性物質

水に濡れると発火などを起こす化学物質で、金属ナトリウムなどが挙げられます。

### 6 大容量泡放射システム

主として大型の危険物タンクの全面火災に用いる機材で、汲み上げた海水などに泡消火薬剤を混合し、大型ポンプにより大量の泡をタンク内に放出する機能を持ちます。